

鳥取県告示第657号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西宇塚字古屋谷口649から655まで、656の1、656の2、657から676まで、字栃木谷700、701、712から716まで、字ソラサコ721、722、字山神谷723の1から723の4まで、727、728、字ナメラ谷730、731、731の1、732、733、733の1、734、735、字ハタカ谷736、737、737の1、737の2、738、738の1から738の5まで、739、739の1、740、740の1、740の2、741、741の1、742、742の1、743、743の1、744、745、745の1、746、746の1、字少ナ谷780から783まで、783の1から783の6まで、784、784の1、785の26から785の34まで、785の36、785の39から785の58まで、785の60、785の103、785の106から785の129まで、785の139から785の147まで、字岩ナメ下谷1004から1007まで、1008の1、1008の2、1009から1017まで、1017の1、1018の1から1018の14まで、1019から1024まで、1034、字岩ナメ上ミ谷1035から1039まで、1041から1047まで、字鳥越へ谷1050、1055の1、字添途1056から1058まで、1058の1、字添途平1059から1061まで、字吉ヶ谷1080から1083まで、1084の2、1084の10から1084の22まで、1085から1095まで、1095の1、1096、1097の1から1097の12まで、1098から1109まで、1109の1、1109の2、1110から1112まで、1112の1から1112の3まで、1113、1113の1、1114、1114の1、1115、1116の1から1116の29まで、1117、1118、字坂ノ谷1121の1、1121の4から1121の7まで、1121の9から1121の32まで、1123、1124の1、1124の2、1125から1127まで、1127の1、1128から1130まで、1130の1、1131、1132、1132の1、1133、1134、字檜ヶ谷1135の1から1135の12まで、1137から1144まで、1144の1、1145から1150まで、字ネサガ途平1153から1157まで、1158の1から1158の27まで、字又毛谷1159の1、1160から1164まで、字流レ谷1186の41、智頭町大字早瀬字小田途402、402の1、403の1、403の2、404の1、405の1、405の2、字荒神途406から410まで、410の1、413、414の1、414の2、415の1、416、字アゲサ411、412、字早皆地417、418、419の1、419の2、420、421、422の1、422の2、423、424、424の1、425の1から425の3まで、426、426の1、字北谷427の1から427の6まで、428、428の1、429、430、430の1、431から433まで、字土居ノ上434の1、435、436、437の1から437の4まで、字大谷444の1、444の2、445から448まで、字長途449、字牛谷450、字大谷上平458の1、459、460、460の1、461の1から461の3まで、462の1、462の5、字小谷463の1、463の2、464、465、字千谷466、466の1、466の2、467から470まで、471の1、字関ノ途472、473の1、477の1、477の3、477の4、478、478の1、479、479の1、字馬場谷下平490の1、491から494まで、495の1から495の6まで、496、496の1、497から503まで、字中尾504の2から504の4まで、505、505の1、506、507、507の1、507の2、字馬場谷上平508、508の1、508の2、509から512まで、512の1、513の1、514、智頭町大字大背字崩谷口1251の1から1251の3まで、1252から1255まで、1255の1、1256の1から1256の6まで、字荒前1257の1、1258の1、1259から1261まで、1262の1、1263、1264の1、字荒神谷奥1265から1270まで、字西之谷1277、1278、1280、1281の1、1281の2、1282の1、1282の2、1283から1287まで、1287の1、1288、1288の1、1289から1293まで、字一ノ谷奥1312から1318まで、1319の1、1319の2、1320から1331まで、1332の1から1332の8まで、1333の1、1333の2、1334、1335、字片山上1358の1、1359の1、1359の2、1360、字谷奥上1361から1379まで、字漆ヶ谷1417から1423まで、1424の1、1424の2、字龍ヶ谷1425、1426の1から1426の3まで、1427、1428の1、1428の2、1429、1430の1、1430の2、1431から1440まで、1441の2から1441の18まで、1441の21から1441の23まで、1442の1から1442の3まで、1443、字クビキレ1445の8、1446、字霜月田山1483、1484、1485の1から1485の4まで、字藤屋根山1486の1から1486の9まで、1487から1497まで、字スケカ谷1499から1509まで、字中田上1510から1512まで、字山神谷1513から1515まで、字小谷1516、1517、1518の1、1518の2、字陰平1519、1520、

1521の1、1521の2、1522の1、1523の1、1524、1525の1、1525の2、字宮ノ下1526の1、1526の2、1526の4、1527の1、1527の2、字宮谷1528、1529、1530の1、1530の2、1531の1、1531の2、字大宮谷1532の1、1533の1から1533の3まで、字カウカ谷奥1570の1から1570の4まで、1571の1、1572の1、1574から1576まで、1577の1、1578の1、1580の1、1581の1、1582、字谷奥山1593、1594の1、1594の2、1595から1608まで、1609の1、1610から1623まで、字家ノ本1624から1636まで、字荘谷奥1637から1653まで、1654の1、1654の2、1655から1659まで、1660の1、1661から1666まで、1667の1、1668から1679まで、字唄の上1680の1（次の図に示す部分に限る。）、1681、字古屋上1689から1698まで、字城ノ尾1699から1701まで、1703、1704の1、1704の2、1705、1706、字池田山1707の1、1707の2、1708から1722まで、1723の1、1723の2、1724から1726まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）